

料金表（いいだのでんき）

でんき契約約款（中国電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、いいだのでんき（飯田グループホールディングス株式会社およびホームトレードセンター株式会社が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）より委託を受けて申込受付等を行なう電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件については、この料金表（いいだのでんき）（以下「料金表」といいます。）において KDDI が定めます。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、いいだのでんき M（中国 D）（以下「種別 M」といいます。）といたします。

(1) 適用範囲

でんき約款 17（方式 A）(1)によります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

でんき約款 17（方式 A）(2)によります。

(3) 最大需要容量

でんき約款 17（方式 A）(3)によります。

(4) 料金

料金は、3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、12（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、12（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

		税抜額
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	306 円 69 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 88 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 96 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 88 銭

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

3 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDIが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) でんき約款 21（使用電力量の計量および算定）(2)チの場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。

4 料金の算定

料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

5 日割計算

- (1) KDDIは、4（料金の算定）により日割計算をする場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 4（料金の算定）により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。
- (3) でんき約款 8（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、4月の最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金については、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれを1月とみなして上式を適用し、合算して算定いたします。

(2) 種別Mの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

この場合、最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

7 料金等の支払義務および支払期日

- (1) 料金その他のでんき約款および料金表によって支払いを要することとなったお客さまの債務（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）については、KDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、KDDIが指定した様式によって、KDDIが指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。

なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、KDDI は、KDDI が別に定める発行手数料および支払手数料等を申し受けます。

イ KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）

ロ KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）

(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(4) 料金等は、次のときに KDDI に対する支払いがなされたものといたします。

イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(5) KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。

8 最低利用期間

(1) 種別 M には最低利用期間があります。最低利用期間は 2（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日から起算して 1 年間とします。

(2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、KDDI が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払を要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とします。

	税抜額
解約違約金	2,000 円

(3) KDDI は、KDDI が別に定めるところにより、(2)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

9 延滞利息

お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の

KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

10 違約金

- (1) お客さまがでんき約款 31（供給の停止）(2)ロ、八もしくは二またはでんき約款 41（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、料金表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。

11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、KDDI は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ KDDI の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4 月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価とし、1 の料金算定期間に 4 月の検針日および 4 月の検針日の前日のいずれも含む場合は、検針日の前日までの期間および検針日以降の期間それぞれについて 6(日割計算の基本算式) (1)

を準用し、合算して算定いたします。この場合、「日割計算対象日数」は、「4月の起算日から4月の検針日の前日までの日数」および「4月の検針日から4月の末日までの日数」と読み替えます。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

- お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまからKDDIにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

12 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1543$$

$$\beta = 0.1322$$

$$\gamma = 0.9761$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円34銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	22銭3厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

KDDIは、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価をKDDIの指定するホームページで公開いたします。

13 契約者等に係る情報の利用

KDDIが適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、KDDIが定める個人情報取扱共通規約およびプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。

個人情報取扱共通規約：

https://id.auone.jp/id/pc/legal/personal_terms.html

プライバシーポリシー：

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

また、飯田グループホールディングス株式会社およびホームトレードセンター株式会社が適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、飯田グループホールディングス株式会社が定める個人情報保護方針およびホームトレードセンター株式会社が定めるプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。

飯田グループホールディングス株式会社 個人情報保護方針：

<https://www.ighd.co.jp/privacy/>

ホームトレードセンター株式会社 プライバシーポリシー：

<https://www.htcc.co.jp/contents/code/pv>

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。